

部会において書面による議決が認められる場合について（案）

〔平成28年 月 日〕
統計委員会決定

統計委員会運営規則第6条第2項の規定に基づき部会において書面による議決が認められる場合は、次に掲げる場合とする。

- 部会の審議がおおむね終了し、当該部会に所属する委員及び臨時委員において答申の方向性について、事実上の合意がなされている場合であって、当該答申を議決する場合
- 部会に所属する委員及び臨時委員において、部会の下部組織（ワーキンググループ等）の設置及び当該下部組織に所属する委員について、事実上の合意がなされている場合であって、当該内容を議決する場合